

任期制常勤職員給与規程

平成28年4月1日
28（規程）第18号
最終改正 令和7年1月1日
令06（規程）第99号

（目的）

第1条 この規程は、任期制常勤職員就業規程（28（規程）第7号。以下「就業規程」という。）第19条の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する任期制常勤職員（以下「常勤職員」という。）の給与等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（給与の区分）

第2条 常勤職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

- 2 常勤職員の諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、テレワーク手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉一時手当とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、外国において勤務する常勤職員の給与については別に定める。

（年俸の決定）

第3条 年俸は、常勤職員の職務の複雑、困難及び責任の度合い、経験、資格、実績並びに勤務成績等を総合的に勘案して決定する。

- 2 年俸の算定は、別表「基礎年俸表」の号俸額を基本とし、これに当該常勤職員に係る職務上の責任等を勘案して必要に応じ加算のうえ、個別に決定するものとする。
- 3 年俸算定の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、当該期間の途中における採用者等にあつては、その雇用期間に応じて年俸を決定する。
- 4 年俸算定の対象期間の途中においては、原則として年俸の改定は行わない。
- 5 複数年の雇用期間を定められている常勤職員については、当該雇用期間の途中における年度当初（4月1日）において、第1項及び第2項の規定に準じ必要に応じて年俸の改定を行う。

（勤務1時間当たりの給与額）

第4条 常勤職員の勤務1時間当たりの給与額は、第17条第2項に定める金額に12を乗じ、毎年4月1日を起算日とする年度の総勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条から第12条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が第7条の2及び第9条に規定する寒冷地手当、特殊勤務手当を支給されることとなる勤務に該当する場合は、当該勤務に係る月額合計に12を乗じ、毎年4月1日を起算日とする年度の総勤務時間数で除して得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当)

第5条 定年制職員給与規程(28(規程)第17号。以下「給与規程」という。)第26条及び第27条その他別の定めに準じて支給する。

(住居手当)

第6条 給与規程第31条その他別の定めに準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、給与規程第32条その他別の定めに準じて支給する。

(寒冷地手当)

第7条の2 寒冷地手当は、給与規程第33条その他別の定めに準じて支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、給与規程第34条その他別の定めに準じて支給する。

(テレワーク手当)

第8条の2 テレワーク手当は、給与規程第34条の2その他別の定めに準じて支給する。

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当は、給与規程第35条その他別の定めに準じて、その勤務実績に応じて支給する。

(超過勤務手当)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた常勤職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 | 100分の125 |
| (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 | 100分の135 |

- 2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間が、1か月について60時間を超えた場合、その超えた勤務1時間につき100分の25を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額を超過勤務手当として支給する。
- 3 給与規程第21条第1項で定める管理職員に相当する常勤職員には、前2項の規定による超過勤務手当を支給しない。

(深夜勤務手当)

第11条 正規の勤務時間を超えて午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第12条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(超過勤務手当等の端数計算)

第13条 次の各号に掲げる額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- (1) 第20条の規定による勤務しない1時間につき減額する給与額
- (2) 第21条に規定する日割計算等による給与額
- (3) 第10条第1項に規定する「勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額」
- (4) 第10条第2項、第11条及び前条に規定する「勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額」

(宿日直手当)

第14条 宿日直手当は、給与規程第40条その他別の定めに準じて、その勤務実績に応じて支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第15条 管理職員特別勤務手当は、給与規程第21条第1項で定める管理職員に相当する常勤職員について、給与規程第41条その他別の定めに準じて、その勤務実績に応じて

支給する。

(勤勉一時手当)

第16条 勤勉一時手当は、3月1日に在職する常勤職員(中途採用等で当該期間の個人評価システム実施規程による個人評価等を実施していない者は除く。)に対し、勤務成績に応じて、3月(第18条に規定する日)に支給する。

- 2 勤勉一時手当の額は、第3条の基礎年俸の適用号俸の額に別に定める割合を乗じて得た額とする。

(給与の支給方法)

第17条 給与は、法令、労働協約、又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項ただし書に基づく労働者の過半数を代表する者との書面による協定によるものを除き、その全額を通貨をもって直接又は常勤職員が指定する預金若しくは貯金の口座への振込みにより支払う。

- 2 年俸の支給は、第3条の規定により決定した金額を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)を毎月支給する。ただし、年俸月額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。
- 3 第3条第3項に規定する年俸算定の対象期間の途中において退職した場合は、原則として以降の給与は支給しない。

(給与の支給日等)

第18条 常勤職員の給与の支給日等は、毎月17日(その日が就業規程第18条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最もその日に近い休日でない日。)とし、その月の月額の全額を支給する。

(常勤職員が死亡した場合の給与の支給)

第19条 常勤職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給することができる。

- 2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条に定めるところによる。

(給与の減額)

第20条 常勤職員が勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程(28(規程)第12号)第12条の規定により振替日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した特

定年俸制職員にあつては、当該休日に代わる振替日である場合

(2) 休暇による場合

(3) その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合

(給与の日割計算等)

第21条 新たに常勤職員となつた者には、その日から給与を支給する。

2 常勤職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで給与を支給する。

3 常勤職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合にあつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(退職手当)

第22条 常勤職員には退職手当を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、他の機関との特別な協定等に基づいて行う人事交流により当該機関の職員を常勤職員として雇用する場合の退職手当の取扱い等については、別に定めることができる。

(60歳に達した日以後における最初の3月31日後の処遇について)

第22条の2 60歳に達した日以後における最初の3月31日後の職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)の処遇については別に定める。

(クロスアポイントメント適用職員の給与)

第22条の3 クロスアポイントメント制度に関する規程(28(規程)第60号)第2条第2項の規定によりクロスアポイントメント適用職員として他機関に在籍出向させる職員には、そのクロスアポイントメントの期間中の当該職員に係る本規程に基づく給与に対し、相手先機関の就業規則等の定めに基づき当該職員が相手先機関の職員となつたと仮定した場合の当該相手先機関における給与の額が上回る場合には、その差額に当該相手先機関と締結するクロスアポイントメント制度に関する協定書(附属する文書を含む。以下「協定書」という。)で定める当該職員のクロスアポイントメントの相手先機関における業務割合を乗じて得た額を原則として、相手方と定める額の範囲で支給することができる。

2 前項に基づき職員に支給する額は原則として相手先機関の負担によるものとし、負担の方法等は相手先機関と協議して協定書で定める。

(規程の準用)

第23条 常勤職員の給与の支給等に関し、この規程に定めのない事項については給与規

程に準じて取り扱うものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、人事部長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(在職期間)

第2条 機構成立の際、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の職員であった者で、引き続き機構の常勤職員となった者の在職期間の算定については、旧研究所と原子力機構の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。

(経過措置)

第3条 旧研究所より引き続き機構の常勤職員となった者のうち、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所任期制フルタイム職員給与規程の運用について」の第3項に該当していた職員については、給与規程附則第3条第2項の規定に準じて取り扱うこととする。

2 原子力機構より引き続き機構の常勤職員となった者のうち、原子力機構「職員給与規程」第19条による研究手当の支給を受けていた職員については、給与規程附則第3条第3項の規定に準じて取り扱うこととする。

附 則 (平成30年1月1日 29 (規程) 第84号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月1日 30 (規程) 第48号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日 31 (規程) 第8号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日 令02 (規程) 第10号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日 令06 (規程) 第60号)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年1月1日 令06（規程）第99号）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年1月1日から施行し、令和6年12月1日より適用する。

別表 (年俸制職員俸給表)

(単位：円)

号俸	基礎年俸額	号俸	基礎年俸額
1	3,000,000	37	4,800,000
2	3,050,000	38	4,850,000
3	3,100,000	39	4,900,000
4	3,150,000	40	4,950,000
5	3,200,000	41	5,000,000
6	3,250,000	42	5,050,000
7	3,300,000	43	5,100,000
8	3,350,000	44	5,150,000
9	3,400,000	45	5,200,000
10	3,450,000	46	5,250,000
11	3,500,000	47	5,300,000
12	3,550,000	48	5,350,000
13	3,600,000	49	5,400,000
14	3,650,000	50	5,450,000
15	3,700,000	51	5,500,000
16	3,750,000	52	5,550,000
17	3,800,000	53	5,600,000
18	3,850,000	54	5,650,000
19	3,900,000	55	5,700,000
20	3,950,000	56	5,750,000
21	4,000,000	57	5,800,000
22	4,050,000	58	5,850,000
23	4,100,000	59	5,900,000
24	4,150,000	60	5,950,000
25	4,200,000	61	6,000,000
26	4,250,000	62	6,050,000
27	4,300,000	63	6,100,000
28	4,350,000	64	6,150,000
29	4,400,000	65	6,200,000
30	4,450,000	66	6,250,000
31	4,500,000	67	6,300,000
32	4,550,000	68	6,350,000
33	4,600,000	69	6,400,000
34	4,650,000	70	6,450,000
35	4,700,000	71	6,500,000
36	4,750,000	72	6,550,000

号俸	基礎年俸額	号俸	基礎年俸額
73	6,600,000	109	8,400,000
74	6,650,000	110	8,450,000
75	6,700,000	111	8,500,000
76	6,750,000	112	8,550,000
77	6,800,000	113	8,600,000
78	6,850,000	114	8,650,000
79	6,900,000	115	8,700,000
80	6,950,000	116	8,750,000
81	7,000,000	117	8,800,000
82	7,050,000	118	8,850,000
83	7,100,000	119	8,900,000
84	7,150,000	120	8,950,000
85	7,200,000	121	9,000,000
86	7,250,000	122	9,050,000
87	7,300,000	123	9,100,000
88	7,350,000	124	9,150,000
89	7,400,000	125	9,200,000
90	7,450,000	126	9,250,000
91	7,500,000	127	9,300,000
92	7,550,000	128	9,350,000
93	7,600,000	129	9,400,000
94	7,650,000	130	9,450,000
95	7,700,000	131	9,500,000
96	7,750,000	132	9,550,000
97	7,800,000	133	9,600,000
98	7,850,000	134	9,650,000
99	7,900,000	135	9,700,000
100	7,950,000	136	9,750,000
101	8,000,000	137	9,800,000
102	8,050,000	138	9,850,000
103	8,100,000	139	9,900,000
104	8,150,000	140	9,950,000
105	8,200,000	141	10,000,000
106	8,250,000	142	10,050,000
107	8,300,000	143	10,100,000
108	8,350,000	144	10,150,000

号俸	基礎年俸額	号俸	基礎年俸額
145	10,200,000	181	12,000,000
146	10,250,000	182	12,050,000
147	10,300,000	183	12,100,000
148	10,350,000	184	12,150,000
149	10,400,000	185	12,200,000
150	10,450,000	186	12,250,000
151	10,500,000	187	12,300,000
152	10,550,000	188	12,350,000
153	10,600,000	189	12,400,000
154	10,650,000	190	12,450,000
155	10,700,000	191	12,500,000
156	10,750,000	192	12,550,000
157	10,800,000	193	12,600,000
158	10,850,000	194	12,650,000
159	10,900,000	195	12,700,000
160	10,950,000	196	12,750,000
161	11,000,000	197	12,800,000
162	11,050,000	198	12,850,000
163	11,100,000	199	12,900,000
164	11,150,000	200	12,950,000
165	11,200,000	201	13,000,000
166	11,250,000	202	13,050,000
167	11,300,000	203	13,100,000
168	11,350,000	204	13,150,000
169	11,400,000	205	13,200,000
170	11,450,000	206	13,250,000
171	11,500,000	207	13,300,000
172	11,550,000	208	13,350,000
173	11,600,000	209	13,400,000
174	11,650,000	210	13,450,000
175	11,700,000	211	13,500,000
176	11,750,000	212	13,550,000
177	11,800,000	213	13,600,000
178	11,850,000	214	13,650,000
179	11,900,000	215	13,700,000
180	11,950,000	216	13,750,000

号俸	基礎年俸額	号俸	基礎年俸額
217	13,800,000	253	15,600,000
218	13,850,000	254	15,650,000
219	13,900,000	255	15,700,000
220	13,950,000	256	15,750,000
221	14,000,000	257	15,800,000
222	14,050,000	258	15,850,000
223	14,100,000	259	15,900,000
224	14,150,000	260	15,950,000
225	14,200,000	261	16,000,000
226	14,250,000	262	16,050,000
227	14,300,000	263	16,100,000
228	14,350,000	264	16,150,000
229	14,400,000	265	16,200,000
230	14,450,000	266	16,250,000
231	14,500,000	267	16,300,000
232	14,550,000	268	16,350,000
233	14,600,000	269	16,400,000
234	14,650,000	270	16,450,000
235	14,700,000	271	16,500,000
236	14,750,000	272	16,550,000
237	14,800,000	273	16,600,000
238	14,850,000	274	16,650,000
239	14,900,000	275	16,700,000
240	14,950,000	276	16,750,000
241	15,000,000	277	16,800,000
242	15,050,000	278	16,850,000
243	15,100,000	279	16,900,000
244	15,150,000	280	16,950,000
245	15,200,000	281	17,000,000
246	15,250,000		
247	15,300,000		
248	15,350,000		
249	15,400,000		
250	15,450,000		
251	15,500,000		
252	15,550,000		

